

令和 2 年第 2 回臨時会

# 長柄町議会会議録

令和 2 年 4 月 22 日 開会

令和 2 年 4 月 22 日 閉会

長柄町議会

## 令和 2 年長柄町議会第 2 回臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (4月22日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○承認第 1 号、承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉議及び閉会の宣告	20
○署名議員	23

令和2年長柄町議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月15日

長柄町長 清田勝利

1 期 日 令和2年4月22日

2 場 所 長柄町議会議場

3 付議事件 専決処分の承認を求めることについて  
(長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について)  
専決処分の承認を求めることについて  
(長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
長柄町行政不服審査関係手数料条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
令和2年度長柄町一般会計補正予算(第1号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	柴 田 孝 君	4 番	川 嶋 朗 敬 君
5 番	鶴 岡 喜 豊 君	6 番	池 沢 俊 雄 君
7 番	三 枝 新 一 君	8 番	本 吉 敏 子 君
9 番	月 岡 清 孝 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	山 崎 悦 功 君	12 番	星 野 一 成 君

不応招議員（なし）

## 令和2年長柄町議会第2回臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

令和2年4月22日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第2号 長柄町行政不服審査関係手数料条例及び固定資産評価審査委員会  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第3号 令和2年度長柄町一般会計補正予算(第1号)について

---

### 出席議員(12名)

- |     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 高橋 智恵子 君 | 2番  | 岡部 弘安 君 |
| 3番  | 柴田 孝 君   | 4番  | 川嶋 朗敬 君 |
| 5番  | 鶴岡 喜豊 君  | 6番  | 池沢 俊雄 君 |
| 7番  | 三枝 新一 君  | 8番  | 本吉 敏子 君 |
| 9番  | 月岡 清孝 君  | 10番 | 古坂 勇人 君 |
| 11番 | 山崎 悦功 君  | 12番 | 星野 一成 君 |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 清田 勝利 君 副町長 田中 武典 君

総務課長	蒔田 功 君	企画財政課長	白井 浩 君
税務住民課長	森田 孝一 君	健康福祉課長 兼地域包括支 援センター長 兼福祉社 センター長	若菜 聖史 君
産業振興課長	石井 正信 君	建設環境課長	内藤 文雄 君
教 育 長	石川 和之 君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大塚 真由美	議 会 書 記	長 寫 保 憲
議 会 書 記	林 直 人		

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（星野一成君） おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和2年長柄町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

2番 岡部弘安君

3番 柴田孝君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（星野一成君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、町長及び教育長から、新型コロナウイルス感染予防対策について報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議会開催冒頭におきまして、議長の許可を得ましたので、お時間を少しいただきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてご報告いたします。

まず、1点目として、町民の皆様には外出の自粛と3つの密の回避、咳エチケット、手洗いの励行について、ホームページ及び防災行政無線を通じてお願いをしております。

2つ目に、公共施設の対策として、公民館をはじめ全ての施設を休館といたしました。役場については、出入口を1か所にし、各所に消毒液を設置するとともに、カウンターにはビニールやアクリル板で飛沫感染を防止しております。

職員には、毎朝出勤前の検温及びマスクの着用、定期的な換気及び退勤時の消毒を義務づけ、休日及び平日夜間の不要不急の外出を禁じております。また、業務に影響が出ない範囲で、在宅勤務を命じているところでもあります。

新型コロナウイルスに関しまして、国におきましては、1人10万円の給付が固まり、町といたしましては、迅速な支給に努めたいと存じております。しかしながら、一方で町内の飲食店をはじめ、企業や商店の皆様にも大変苦勞なさっております。今後、こういった面での支援も考えております。

いずれにいたしましても、この問題は全世界の問題でもあります。議会の皆様方のご意見をいただきながら、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） 議員の皆様にご連絡申し上げます。新型コロナウイルス蔓延に係る



状況は、先行き不透明となっております。町では、4月6日に各学校の始業式と、こども園の入園式、4月7日には長柄中の入学式を何とか実施いたしました。しかし、状況は日々深刻化し、4月7日には政府から緊急事態宣言が出されるに至りました。まさに、園児・児童・生徒の命に関わる問題となりつつあります。

学校は5月6日まで休校となり、4月9日に予定しておりました小学校の入学式は延期いたしました。学校の再開につきましては、現状では5月7日、延期となっていました小学校の入学式は、5月8日に予定しております。

しかし、状況は流動的で、町としては政府等から新たな指針等が出された場合は、それに準ずる方向で考えております。なお、入学式の形態は、実施済みの卒業式、入学式に準じ、時間短縮を図り、来賓は町代表1名、教育委員会代表1名にとどめたいと存じます。

今後、学校行事の再構築、園児・児童・生徒及び職員の健康状態把握、授業補充の方策など、様々な懸案が存在しますが、役場、教育委員会、現場等で協議し、何より園児・児童・生徒にとって、有効な施策を考えていきたいと存じます。

議員の皆様におかれましては、今後も町全体の教育活動にご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、関連がございますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 長柄町税条例等の一部を改正する条例及び承認第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるものでありま

す。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び土地基本法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、長柄町税条例及び長柄町国民健康保険税条例について、一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものであります。

主な改正点は、長柄町税条例につきましては、所有不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、個人住民税では、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し等であります。

長柄町国民健康保険税条例につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げと、減額措置に関わる軽減判定所得の算定において、軽減世帯の拡大を図るものであります。

詳細につきましては、税務住民課長より補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

承認第1号の長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、附属資料1の新旧対照表に基づきまして、主な改正点についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、第1条から第3条、附則第8条から第11条による改正となります。

附属資料1の新旧対照表、1ページのほうをお願いいたします。

第1条の改正です。第24条につきましては、個人町民税の非課税範囲の「寡夫」を「ひとり親」に改めるものです。婚姻歴の有無、男性、女性の不公平を同時に解消するもので、令和3年度以後の個人住民税について適用とするものです。

6ページをお願いいたします。

固定資産税の納税義務者等で、第54条第4項の次に第5項を加えるものです。所有者が不明な土地等の固定資産台帳への登録、課税、通知に係る規定を新たに整備するものでございます。令和3年度以後の固定資産税から適用とするものです。

10ページをお願いいたします。

右上になります。第74条の3について、固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの現所有者の申告に係る規定を新たに整備するものでございます。

11ページをお願いします。

第94条の改正は、たばこ税課税標準について、規定の整備を行うものです。第2条による

改正45ページで、軽量な葉巻たばこの課税方式を見直すもので、これによる税負担の増加を緩和するため、2段階に分けて実施するものです。経過措置期間として、令和2年10月から1年間は、0.7グラム未満の葉巻たばこを、0.7本分の紙巻たばことみなし、課税するものです。

17ページをお願いします。

下段の附則10条、18ページの附則10条の2の改正は、固定資産税等の課税標準の特例の改正に伴い、字句の整備、項ずれ等を修正するものです。

20ページをお願いします。

中段の附則第11条からは、改元に伴う改正でございます。

28ページをお願いします。

第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限が3年延長されたことに伴う改正でございます。

31ページをお願いします。

第2条による改正です。第19条から第48条、41ページの中段までは、地方税法の改正に伴う字句及び項ずれの修正をするものでございます。

45ページをお願いします。

第94条の改正です。先ほど、第1条改正でご説明しました、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しで、1本当たり1グラム以下の軽量な葉巻たばこ1本を、紙巻たばこ1本に換算することとし、経過措置終了後の令和3年10月1日から実施するものでございます。

47ページをお願いします。

第3条による改正です。平成31年に制定した町税条例等の一部改正について、地方税法の改正に伴う第24条の規定を整備し、併せて改元対応するものでございます。

52ページをお願いします。

このページ以降の附則第8条から附則第11条改正までは、改元に伴う改正でございます。

主な改正点は以上でございます。一部を除きまして、施行は原則、令和2年4月1日でございます。

続きまして、承認第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、附属資料2の新旧対照表でご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

第2条第2項でございます。国民健康保険税は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税

額並びに介護納付金課税額から構成されており、それぞれに応益分として被保険者均等割及び世帯平等割を、応能分として所得割を課税しております。

今回の条例改正は、基礎課税額につきまして、応益分、応能分の合計の限度額を現行の61万円から63万円に、介護納付金課税額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

次に、第21条でございますが、国民健康保険税では、世帯の所得が一定額以下の場合には、負担軽減を図るため、応益分の保険税について、7割、5割、2割の軽減を図る軽減判定所得を定めております。

第2号で、5割軽減の対象となる世帯の算定において、被保険者数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に、次のページの第3号では、2割軽減の対象となる世帯の算定において、被保険者数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円にそれぞれ引き上げ、中間所得層の被保険者の負担に配慮したものとなっております。

以上の改正は令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の国民健康保険税について適用されるものでございます。

以上、補足説明といたします。ご審議いただきご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ちょっと分からないので1つ教えていただきたいことがあるんですけども、13ページに、特別土地保有税の納税義務者等となっているんですが、この特別保有税につきましては、もう既に廃止されている状況かと思うのですが、いまだにここに計上されているということは、本町において、まだ保有分、取得分、それぞれどのくらいあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） 本町におきましての実態と申しますと、ちょっと手元に資料等ございませんで、把握しておりませんので、大変申し訳ございませんが、後ほど答弁させていただきます。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第5、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、所要の改正を行うものであります。住居手当について、民間の住宅家賃の実情に鑑み、支給要件の下限を4,000円引き上げるとともに、支給金額の上限を1,000円引き上げるものであり、令和2年度分から適用するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第6、議案第2号 長柄町行政不服審査関係手数料条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町行政不服審査関係手数料条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことに伴う、引用条文の条ずれによるものがあります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町行政不服審査関係手数料条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第7、議案第3号 令和2年度長柄町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 令和2年度長柄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算に昨年の一連災害により被災した公共施設の復旧経費など、7億9,506万5,000円を増額し、補正後の予算総額を43億5,806万5,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第3号 長柄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

歳出の内容からご説明いたします。補正予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。初めに、2款1項3目防災対策費、10節需用費44万円の増は、今般の新型コロナウイルスの流行に鑑み、防災備蓄品としてマスク1万枚を購入するものです。

次に、3款2項4目こども園費、12節委託料215万6,000円の増は、福祉センターで保育されている子供の給食につきまして、現在こども園から役場の軽ワゴン車で職員が配送しているところですが、今後、夏に向かい気温の上昇等が見込まれることから、衛生管理のできる専用車での配送を行うこととし、業務委託料を計上するものでございます。

次に、7款土木費でございますが、今回補正計上しております地籍調査事業、橋梁長寿命化修繕事業、町道3033号線道路改良事業、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業、味庄住宅ユニットバス設置事業の5事業につきましては、全ての事業におきまして、国からの内示により国庫補助事業費が増額となったことから、予算計上し、事業推進を図るものでございます。

事業ごとの金額といたしましては、1項2目地籍調査費、12節委託料2億3,716万4,000円の増、2項1目道路維持費、橋梁長寿命化修繕事業、12節委託料280万円の増、14節工事請負費320万円の増、2目道路新設改良費、町道3033号線道路改良事業、14節工事請負費7,900万円の増、その下、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業、14節工事請負費5,675万1,000円の増、次のページへ移りまして、4項1目住宅管理費、味庄住宅ユニットバス設置工事、14節工事請負費4,614万円の増となっております。

次に、10款1項1目農林水産施設災害復旧費4,150万円の増は、昨年の一連災害による農業用排水路等の災害復旧費に係る不足分を計上しております。

次に、その下、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費ですが、内示が遅れておりました町道3本の道路災害復旧工事につきまして、令和2年度の事業として交付決定がなされることになったため、工事請負費として2億663万4,000円を計上するものでございます。

次に、3項文教施設災害復旧費、3目こども園災害復旧費1億1,928万円の増は、こども園の一日も早い復旧を目指し、工事請負費等を予算計上し、事業の推進を図るものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。ページ戻りまして10ページ、11ページをお願いいたします。

16款1項3目公共土木施設災害復旧費負担金1億2,493万4,000円の増は、町道3本の災害復旧工事に係る国庫負担金の増によるものです。

次に、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金8,319万



3,000円の増の内訳は、橋梁長寿命化修繕事業におきまして、交付金から補助金に歳入科目が変更となったことによる770万円の減、その下の3事業、町道3033号線道路改良事業、4,270万円の増、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業3,046万3,000円の増、町営住宅管理事業1,773万円の増につきましては、いずれも事業費の内示額が増加したことによる補助金の増でございます。

その下、2節通常補助金、道路メンテナンス補助金（橋梁）1,017万5,000円の増は、先ほど説明いたしました橋梁長寿命化修繕事業に係る補助金の歳入科目が変更となったものでございます。

次に、17款2項6目土木費県補助金1億6,034万7,000円の増は、地籍調査事業における内示額の増によるものです。

次に、20款1項1目財政調整基金繰入金2億8,861万6,000円の増は、今回の補正に係る歳入の不足分として財源充当するものでございます。

最下段、23款町債、1項3目公共事業等債5,000万円の増、その下、公営住宅建設事業債2,160万円の増は、各起債事業における事業費の増に伴い、起債額についても増額となっております。

次のページをお願いいたします。

6目災害復旧事業費5,620万円の増は、補助災害復旧事業債として、町道の災害復旧経費3,060万円を計上しております。また、農林業施設に係る災害復旧経費を単独災害復旧事業債として2,560万円計上しております。

歳入の説明は以上でございます。

併せて、地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをご覧ください。

公共事業等債を3,660万円から5,000万円増額し8,660万円に、公営住宅建設事業債を1,540万円から2,160万円増額し3,700万円に変更いたします。また、補助災害復旧事業債として3,060万円、単独災害復旧事業債として2,560万円を新たに追加いたします。

起債の方法、利率、償還の方法は、従前と変更はございません。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、44万円のマスク、これ、防災の備蓄ということで今お話がありましたけれども、この防災の備蓄だと、倉庫の中へしまっちゃうんですね。防災のときしか使わないのかどうか。

この利用の使用の仕方、緊急を要しているときだからこそ、高齢者、子供たちに、やはり早急に対応するべきじゃないかなと。防災の備蓄であれば、別に私は1万枚とは言わずに2万枚でも、3万枚でも、そのときに備えるわけですから、必要なだけ購入すればいいのかなと思いますが、早急に対応が必要な人は支給をしてもらいたいなというのが1点です。

実は、こんな余談にしては申し訳ないんですけども、派遣されている人たちが今、正社員が出勤して、自宅療養してしまっていて、子供たちも給食費から非常に食費がかさんでいるというような状況であって、各自治体ではあちこち支援金が見られているということで、こういったこの当局、当町ですね。本町において、施策が本来ですとせつかくの4月の臨時議会ですので、盛り込んで欲しいなというのが1点ありました。

さて、本題のほうに一つ、教育長が先ほどいかなかったものでお聞きしたいんですけども、先ほどのお話の中で、予定でいくと5月7日からということであります。町長がされても結構なんですけれども、なかなか1か月、2か月、まあ伸びるかな、6月かなと。いやいや、夏休み終わるまでかな、9月からかなんていう不安が、なきにしもあらず。

そんなときに、この7億9,500万円の臨時補正については何も、迅速ですからありません。ただ、毎日毎日その子供たちも学校に今は通ってなくて、その教育プランとして、学校の先生が1週間に一遍宿題を持ってきて、その宿題を提出しているというような状況の中で、2つだけお聞きしたいのは、まず、遠隔事業がどのくらい考えておられるのか。

そして、もう1点は、このコロナ対策に当たりまして、ドイツやオランダでもイエナプラン、授業ということで、自宅でなくても、机がなくても授業が開催できるということを多く取り上げているのに、そういった本町の子供たちの授業に向けた取組方を今後延長された場合、どのような仕組みを持っているのか。そこのところをお聞きしたい。

であれば、この4月の補正で、少なくともタブレットの遠隔化事業の予算ぐらいは付けて欲しかったなというのが一つ、私の気持ちです。と同時に、オリンピックも延期されて、予算も取ってありますので、予算のその流用、使途の使い方も十分検討して、財政課長、いただきたいなというふうに思って、私のまず質問、これ以上言いませんので、私の質問とします。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） まず、1点目の防災備蓄品のマスクについてですけれども、これについては主目的が防災ですけれども、緊急的にコロナウイルスで必要な場合については、そのように使用していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） 2点目の、町独自の今回のコロナ対策に伴います、独自の支援制度等についてのご発言であったかと思いますが、これにつきましては日々、先の見えない状況で今コロナの、国においても対策が講じられて、日々その政策についてもいろいろ議論されて、補正予算の組替え等、いろいろ急を要するような動きがございます。

町におきましても、町の中にこのコロナの影響を受けまして、いろいろな危機的な状況にある町民の皆様もございますし、事業者の皆様もございます。こういった皆様の支援につきまして、町としての支援ということにつきましては、現在のところ商工会、そういったところからも情報を仕入れるべく、調査を依頼したり、そういう作業をしているところでございます。

今回の補正予算に計上してございませんが、この点につきましても、先ほど町長からのご報告もございましたが、今後、適宜精いっぱい町の施策を展開していきたいというようなお話もございます。これにつきましては、今後ともまた補正予算等で対応させていただくこととなりますが、一つご理解のほどをお願いしたいと存じます。

教育委員会につきましては、教育長のほうから答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 石川教育長。

○教育長（石川和之君） 子供たちの学習につきまして、ご心配いただきましてありがとうございます。臨時校長会議を何度も開いて、川嶋議員がご心配していただいている部分、今議論を重ねているところです。

一番いいのは、やはり教えるプロである先生方から直接子供たちの前で、それこそそれぞれの理解度に合わせて授業を展開するのが私は一番いいと思っているのですが、今後本当に長引いた場合には、やっぱり別の方法も考えなくてはいけないのかなということで、先ほど申し上げましたが、どういう形が子供たちにとって最もいいのかということを考えながら、ぜひ検討していきたいと思っております。

また、その間にいろんな方々からもご意見を頂戴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

実は、毎日うちに行くとオンラインをやっているんですけども、オンラインをやるぐらいですから、北海道から九州の子供たちと会話をしながら、どんな授業をやっているのかということで、ヘッドホンをつけて、マイクをつけて、毎日やっているのが実情なんですけれども、実は、大変申し訳ないんですが、インターネット通信ができていないと、これまた難しいことなんですけれども、おうち学校というのが今ホームページで、無料で出されております。また、ベネッセからも無料の通信が、幼児から子供まで、また、女の子には家庭科から、調理から、全て画面で授業をされて、無料でしております。

プリントを今日持ってきたんですけども、昨日、孫とこのプリントをやったら、なかなか難しいなど。予習、復習ですので。でも、そういう活用の仕方もありますので、ぜひ一つの方法としてご覧になっていただきたいと思います。おうち学校というので検索で出てきますので。

さて、白井課長、一つだけ要望だけしておきます。

今回のこの予算書の、先ほど4ページ、5ページのお話をされました。この地方債、その財調、その起債。もうどこにこのお金があるのかなと思うぐらいに、財政、よく財布の中残っているなどと思っています。

ぜひ、この債務が出たとき、発生したときに、ぜひ、この前も言いましたように、皆さんに財形推計を簡単に結構ですので、お出しになってもらいたいんですね。じゃないと、今幾ら起債があって、債務があって、幾らこれから返すんだというのが分からないもので、この財形推計だけは、1ページで構いませんから、3年でも、5年でも、直近でも構いませんので、これを一つ出していただきたいなというように要望して、私からは終わりにします。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） すみません、マスクの件でちょっとお聞きしたいんですけども、現在備蓄がまずどのくらいあるか。また、今は市販されているマスクがない状況ですけども、これは補正通ったらすぐ1万枚ですか、マスク注文してすぐ入るのかどうか。相手方の当てがあるのかどうか。

また、先ほど川嶋さんのほうからも出ましたけれども、備蓄じゃなくて、子供だけでも回してもらおうとか、その辺、蒔田課長、そのように考えておりますということでしたけれども、子供たちには配っていただけるのでしょうか。その3点です。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

従前から備蓄品は3,600ほど持っていたんですけれども、これについては既に学校3校とこども園、学童のほうに支給した状況で、それはまだ1,000くらい残っているんですけれども、その補充ということで、これは不測の災害とかで、避難所とかでも当然必要になると思うんですけれども、それらも想定していますけれども、倉庫にしまっちゃうということではなくて、このコロナに関して必要な場合は、適宜そこに使っていきたいというふうに思っています。

また、大口であればマスク、1万単位であれば、高いんですけれども、大体相場が50円ぐらいなんですけれども、万単位であれば購入できるような話もありますけれども、今回のこの1万については、郡内で、7市町村で20万枚、長生については1万枚ずつ確保しようということで揃えたものです。

〔「すぐ入るんですか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（蒔田 功君） これについては、今回は長生村さんが手配してくれたんですけれども、今のところ町としてはこの1万枚で何とかと。ほかにも、寄附の申出等もありますので、しばらくはこれで様子を見たいというふうに思っています。

以上です。

○議長（星野一成君） 鶴岡議員、こっち通してください。手を挙げて、挙手して。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） すみません、3番目の子供に配布できるかというのは。大人はともかく、子供だけでもとか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 大変失礼しました。配布については現在、先ほど学校、こども園、学童と言いましたけれども、職員、関係者の分ということで配布しております。子供については、原則家庭で用意していただくとなっています。ですが、緊急の場合とかには、そういった予備も支給はしてあるところでございます。

また、議員さんご質問のような、各子供さんに何枚ずつ配ろうという考えは、今のところ

は持っていません。各家庭で用意していただくようなことでお願いしております。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） じゃ、簡単に1つだけ教えてください。

コロナに対する情報の取り方なんですけれども、町内でも幾つか大きい病院があつて、世間の話ですと、集団感染がやっぱり老人施設だったり、病院とかで起きやすいということで、町内の病院との情報の連絡は常に取っているかということと、万が一どこかでコロナの陽性の方が出たときは、保健所からの連絡なのか。すぐに情報というのは入ったほうがいいと思うので、どのような取り方をしているか教えてください。

○議長（星野一成君） 高橋議員、今、正直なところ一般会計の補正予算の議題で、ちょっと議題から逸脱した質問だと思うんですけれども、よろしいですか。

○1番（高橋智恵子君） はい。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 令和2年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で本臨時会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年長柄町議会第2回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分